

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1001名

被告 四国電力株式会社

準備書面(33)

2014年 10月 6日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

検察審査会の議決(甲159)に関する主張

1. 2014(平成26)年7月23日、東京第五検察審査会は、福島第一原子力発電所の事故に関し、業務上過失致死傷罪で告訴され2013(平成25)年9月9日に検察官がした不起訴処分について、被疑者勝俣恒久ら3名に対する不起訴処分は不当であり、起訴を相当すると議決した。その議決は、平成20年6月、被疑者武藤栄がO.P.(小名浜港工事基準面)+15.7mの津波水位の試算を受ける等して、対策を検討はしたものの、上記3名らが、耐震バックチェック等をクリアーして原発が運転停止に至らないことを優先した結果、何らの津波対策を講じなかったという信じがたい実態を理由とするものである。
2. 本件訴訟において、被告四国電力が、「本件原子炉を運転できないとすれば、被告の所有する原子力発電に関連する資産はその投資に見合う回収が出来ず、被告の株式会社としての事業運営に大きな影響を及ぼすことになる」(答弁書2, 8頁)と臆面もなく主張していることから明らかなように、被告四国電力の利益優先の姿勢は、福島第一原子力発電所の事故を防ぐことが出来なかった東京電力と共通している。
3. 世界最大級の活断層である中央構造線を無視ないし軽視して、安全を犠牲にしても利益を優先する被告四国電力の姿勢は、福島第一原子力発電所の事故後も全く変わっておらず、その姿勢は再稼働申請に貫徹されている。
4. 事故が起きてからでは遅い。関係者が起訴されたとしても事故による被害が回復されるわけではない。事故が起きる前に、判決によって運転を差し止める必要があることを上記検察審査会の議決は雄弁に物語っている。

以上